

五所川原市建築工事における「週休2日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、五所川原市が発注する建築工事（電気・機械設備工事を含む。）において、週休2日の確保を行うにあたっての手続きや設計変更等の必要な事項を定めたものである。なお、定めのないものについては青森県「建築工事における週休2日確保工事实施要領」に準ずるものとする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合等は、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）とすることができる。

② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

3 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から

金曜日までの7日間とする。以下同じ。)のうち8割以上の週において、現場閉所(現場休息)日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行ってれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行ってれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日(現場休息日)を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を変更できるものとする。完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 完全週休2日(土日)Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日(土日)」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式(月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須)

(2) 完全週休2日(土日)Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式(通期の週休2日は必須)

(3) 月単位週休2日型

(2)と同様の方式※当初積算時における補正が異なる。

5 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費。）及び現場管理費を補正する。なお、補正方法については令和7年12月10日付け国営積第7号 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知（別添1）を準用する。

- | | | |
|------------------|-------|------|
| ① 完全週休2日（土日）適用工事 | 労務費 | 1.02 |
| | 現場管理費 | 1.01 |
| ② 月単位の週休2日適用工事 | 労務費 | 1.02 |

(2) 当初積算時における労務費等の補正

① 完全週休2日（土日）Ⅰ型

「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、(1)①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

② 完全週休2日（土日）Ⅱ型

「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、(1)①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

③ 月単位週休2日型

「月単位の週休2日」の達成を前提に、(1)②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

(3) 設計変更時における労務費等の補正

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認のうえ、以下のとおり設計変更を行う。

① 完全週休2日（土日）Ⅰ型

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更は、建設工事請負契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)②に変更するものとする。

② 完全週休2日（土日）Ⅱ型

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成

の場合は、補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更は、建設工事請負契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)②に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

③ 月単位週休2日型

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」を達成した場合は、補正係数を(1)①に変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更は、建設工事請負契約書第24条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)②に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

6 対象工事である旨等の明示

発注者は、現場説明書に下記事項を明記して発注する。

- (1) 完全週休2日（土日）Ⅰ型、完全週休2日（土日）Ⅱ型、月単位週休2日型の別
- (2) 当初積算時に「労務費及び現場管理費」又は「労務費」の補正を適用していること

7 現場閉所（現場休息）の確認方法

(1) 工事着手前

ア 監督職員は、「現場閉所（現場休息）予定日を記載した実施工程表（以下「実施工程表」と言う。）」等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）予定日を調整した上で実施工程表等を作成し、監督職員に提出する。

(2) 工事着手後

- ア 受注者は、毎月提出する工事報告書を活用するなどにより、現場閉所（現場休息）日の確保状況を報告すること。また、工事の完成時には工事打合簿により現場閉所（現場休息）日の実績を報告すること。
- イ 監督職員は、受注者が作成する実施工程表及び工事報告書等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日の確保状況を確認する。
- ウ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）日の確保状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、実施工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

8 工事成績評定

五所川原市工事成績評定要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

なお、週休2日の確保を確認できない場合には、「休日・代休の確保」の評価はしない。

9 その他

- (1) 監督職員は、緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所（現場休息）日に作業が生じるような指示等を行ってはならない。
- (2) 受注者は、現場閉所（現場休息）率の達成状況に応じた工事費の労務費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。
- (4) 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工期の遅延がないよう設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。
- (5) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (6) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日以降公告となる工事から適用する。